

<平成 28 年度個人住民税の主な変更点について>

1. ふるさと納税の拡充

① ふるさと納税における算出方法の変更

都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）における特例控除額の上限が、所得割額の 10%から 20%に引き上げられました。

（参考）ふるさと納税による住民税の税額控除の算出方法

寄附金税額控除＝基本控除＋特例控除（それぞれ上限あり）

	算出方法	控除の上限
基本控除	(寄附金－2,000 円) × 10%	総所得金額の 30%
特例控除	(寄附金－2,000 円) × (90%－所得税の限界税率 × 1.021)	所得割額の 20%

※ 所得税の限界税率とは、所得税の税額計算の際に適用される所得税率（0～45%）のうち、最大のものを指します。

※ 基本控除・特例控除のほかに、ワンストップ特例制度の対象となる場合には、申告特例控除の適用もあります。（詳しくは②参照）

②「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設

平成 27 年 4 月 1 日以降に支払ったふるさと納税について、一定の要件に該当する場合、ワンストップ特例の申請書（申告特例申請書）を提出することにより、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出することなく、税制上の優遇措置を受けることができる制度が創設されました（ワンストップ特例制度）。

この場合、所得税及び復興特別所得税における軽減額に相当する金額が、「申告特例控除」として、個人住民税の所得割から軽減されます。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、ワンストップ特例制度の適用を受けることができません。

- ・ 所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出が必要な方
- ・ 所得税及び復興特別所得税の確定申告書や特別区民税・都民税申告書を提出した方（給与所得者が医療費控除の適用を受ける場合など）
- ・ 申告特例申請書を提出した都道府県・市区町村の数が 5 団体を超える方
- ・ 申告特例申請書又は申告特例申請事項変更届出書に記載した市区町村と寄附した年の翌年の 1 月 1 日にお住まいの市区町村が異なる方

※ 平成 28 年度特別区民税・都民税において、平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに支払った都道府県・市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除の適用を受けようとする場合は、必ず申告が必要です。

※ 基本控除または特例控除額の計算で上限を超える値が算出される方は、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した場合より軽減額が少なくなる場合があります。

2. 住宅借入金等特別税額控除の延長

住宅借入金等特別税額控除が適用される居住開始年月日が、平成 31 年 6 月 30 日まで延長されました。

3. 公的年金からの特別徴収制度の見直し

① 区外に転出した場合や年金特徴対象税額に変更が生じた場合における公的年金からの特別徴収の継続

住民税が公的年金から特別徴収される方において、他市区町村に転出した場合や、公的年金からの特別徴収の対象となる税額（年金特徴対象税額）に変更が生じた場合、公的年金からの特別徴収は停止となり、普通徴収（納付書や口座引き落としによる納付方法）に切り替わっていましたが、一定の要件の下で、特別徴収が継続されることとなりました。

※ この改正は、平成 28 年 10 月 1 日以降に実施される公的年金からの特別徴収について適用されます。

② 仮特別徴収税額の見直し

仮特別徴収税額（4 月、6 月、8 月に支給される公的年金から差し引かれる仮徴収税額）と特別徴収税額（10 月、12 月、翌年 2 月に支給される公的年金から差し引かれる本徴収税額）の平準化を図るため、仮特別徴収税額の計算方法が次のとおり改正されました。

※ この改正は、平成 28 年 10 月 1 日以降に実施される公的年金からの特別徴収について適用されます。

	仮特別徴収税額（仮徴収税額）			特別徴収税額（本徴収税額）		
	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
現 行	前年度分の本徴収税額×1/3 ※前年本徴収税額の 2 月分と同額			（今年度分の年金特徴対象税額－仮徴収税額）×1/3		
改 正 後	（前年度分の年金特徴対象税額×1/2）×1/3			（今年度分の年金特徴対象税額－仮徴収税額）×1/3		

※ 本徴収税額は、従来どおり、今年度の年金特徴対象税額から仮徴収税額を差し引いた残額により算出されます。